制定　令和４年６月２９日

一部改正　令和５年５月１８日

一部改正　令和７年６月２０日

　　　　　　　　　　　　 ふんばる

佐賀県FUNBAL堆肥コンクール実施要領

１　目的

　　堆肥化等を通じて家畜排せつ物を可能な限り肥料や土壌改良資材として農地に還元し、持続的かつ循環的な農畜産業を推進するため、畜産農家等が生産した耕種農家のニーズに合った良質堆肥を広く周知することで、耕種農家が積極的に堆肥を使い続ける仕組みづくりの一助とすること等を目的として堆肥コンクールを開催する。

２　主催

　　佐賀県、さが畜産ＧＯ×２プロジェクト推進委員会

３　対象地域

　　佐賀県内

４　出品部門

　（１）畜産農家部門

　　　　県内で営農している畜産農家を対象とする。

　（２）堆肥製造者部門

　　　　県内で堆肥を製造している者を対象とする（堆肥センターも含む）。

５　出品堆肥及び参加資格

　（１）出品堆肥

出品する堆肥は、営農集団又は農家が管理運営している施設において、主原料が家畜排せつ物に由来するものとする。なお、自家利用のために生産した堆肥も対象とする。

　（２）参加資格

　　　　県内堆肥生産者で、特殊肥料生産業者届出書及び肥料販売業務開始届出書を届け出ている者又は届出を予定している者、かつ、耕×畜なびへ登録している者又は登録を予定している者とする。

６　参加（出品）及びサンプル提出方法

　　参加を希望する者は、「参加出品申込書」（別紙１）を別に定める期日までに、施設の所在地

を所管する農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して、県畜産課に提出する。

その後、「堆肥サンプル提出書」（別紙２）と日常生産（流通）されている堆肥500g程度２袋（ビニール袋に出品者名と採取日を記載）を「審査用堆肥のサンプリング等について」（別紙４）により採取し、別に定める期間中に畜産試験場に提出する。ただし畜産試験場への提出が困難な場合は、施設の所在地を所管する農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して、畜産試験場に提出する。

７　審査

　　審査項目や審査方法について定めた「審査基準」（別紙３）を基に審査を行う。

なお、出品されたものについては、一次審査にて選考を行い、一次審査を通過したものについて二次審査及び最終審査を実施し、生産者や堆肥の情報・審査結果等について耕種農家の利活用に役立てるため県のHP等に掲載する。

８　審査結果、表彰

　　審査結果は、今後の堆肥の生産改善に役立てるため、分析結果等とともにコメントを付

し、所管農林事務所地域農業振興センター（普及課）を経由して出品者に提供する。

　また優秀な成績を収めた出品者については、知事賞を交付する。

**（別紙１）**

　　〇年度佐賀県FUNBAL堆肥コンクール参加申込書

年　　月　　日

　　佐賀県農林水産部畜産課長　様（地域農業振興センター経由）

 　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（携帯番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

 （団体等の場合には団体名と代表者名）

※電話番号は日中連絡がつく番号を記載してください。

　佐賀県FUNBAL堆肥コンクールに出品したいので、別添のとおり参加を申し込みます。

　なお、耕種農家等への堆肥供給情報を提供するため、申請情報及び審査結果等（写真含む）については県HP等に掲載することを承諾します。

　また堆肥サンプルについては、後日○/○（※提出期限は別途参照）に○○（機関名）に提出予定です。

別添（エクセル様式）

**（別紙２）**

　　〇年度佐賀県FUNBAL堆肥コンクールサンプル提出書

年　　月　　日

　　佐賀県農林水産部畜産課長　様（畜産試験場経由）

 　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号（携帯番号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

 （団体等の場合には団体名と代表者名）

※電話番号は日中連絡がつく番号を記載してください。

　佐賀県FUNBAL堆肥コンクールの参加出品申込みに係る堆肥サンプルを別添のとおり提出します。また現地審査日程調整（回答）については、下記のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の所在地 | 　　番地 |
| 現地審査日程調整 |  |
|  |
| 別に定める現地審査期間中で、**対応不可**な日・曜日・時間等を記載してください。（特にない場合は記載不要です。）対応不可な日：対応不可な曜日：対応不可な時間帯： |

注）堆肥のサンプリングについては、別紙４に基づき行うこと。

※二次審査を通過したものについては現地審査を行います。

**（別紙３）**

審査基準

 １　一次審査

出品された堆肥については腐熟度評価を行い、一次審査を通過したものについて二次審査を行うものとする。

一次審査は、以下の発芽試験を行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 分析項目 | 実施機関 |
| 腐熟度評価 | 発芽試験 | 畜産試験場 |

　　 ２　二次審査

　　　　 二次審査は、以下の書類審査及び官能検査並びに成分評価を行う。

また官能検査及び成分評価については応募時に提出されたサンプル堆肥により品質評価を行う。

評価項目及び実施機関は以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 評価項目 | 実施機関 |
| 書類審査 | 生産工程、流通・販売の状況　等 | 畜産課 |
| 成分評価 | 全窒素、全燐酸、全加里、石灰　等 | 分析機関（外部委託） |
| 官能検査 | 堆肥の色、形状、臭気 | 農業試験研究センター、農業技術防除センター、果樹試験場 |

３　最終審査

最終審査会は、県農業協同組合（畜産サイド）、農業試験研究センター、農業技術防除センター、及び畜産試験場で構成し、二次審査で上位となった出品者を対象に現地審査を行い、全ての審査結果を総合的に評価し順位付けを行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 判断項目 | 実施機関 |
| 最終審査 | 一次、二次、現地審査 | 畜産試験場、農業試験研究センター、農業技術防除センター、JAグループさが |

※現地審査の際は、所管の地域農業振興センターは可能な範囲で審査に立ち会うものとする。

４　その他

審査会の事務は県畜産課が行う。

審査項目及び配点（審査表）については別に定めるものとする。

**（別紙４）**

審査用堆肥のサンプリング等について

１　サンプリング

 　応募する畜産農家等が以下の方法で自ら採取を行う。

２　サンプリング上の留意事項

 （１）　畜産農家等で日常生産されている堆肥を採取し、堆肥コンクール用に調製したりすることのないようにする。

 （２）　採取方法

　 　　　完成品とみなされる最終発酵槽の堆積物を表面３０ｃｍほどを除いて３～４ヶ　　　所から採取し、これを混合して，ビニール袋へ各５００ｇ程度入れて試料とする。

　　　　　審査用として５００ｇを２袋（官能検査用、生化学分析用）を採取する。

（３）　採取後の水分変動や事後発酵を防ぐため，次の点に留意する。

　　 ①　堆肥は密閉できるビニール袋（ジップロックなど）に入れること。

　　 ②　ビニール袋に出品者名と採取日を記載すること。

　　 ③　保管・運搬中は高温にならないよう注意すること。

　 ④　採取時期、搬入時期を厳守すること。

３　サンプルの提出及び搬入場所

　　採取したサンプルについては、サンプル提出書と共に別に定める期日までに畜産試験場（直接畜産試験場への搬入が難しい場合は施設の所在地を所管する農林事務所農業振興センター（普及課））へ搬入する。